

「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等

(平成十八年厚生労働省告示第五百二十号)

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>一 (略)</p> <p>二 令第四十四条第二項第一号イに基づき「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年一月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>イ 別に「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者」(1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数</p> <p>(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十二号。以下「法」という。）第十九条第二項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (一)に掲げる者以外のもの 九六、四八〇単位</p> <p>(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第二項第一号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 六七、六八〇単位</p> <p>(2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者</p> | <p>一 (略)</p> <p>二 令第四十四条第二項第一号イに基づき「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年一月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>イ 別に「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者」(1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数</p> <p>(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十二号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (一)に掲げる者以外のもの 九四、七七〇単位</p> <p>(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第二項第一号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 六六、五四〇単位</p> <p>(2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者</p> |

| | | | | | |
|-----|---|----------|---|--|----------|
| | (一) (二)に掲げる者以外のもの | 七四、三一〇単位 | | (一) (二)に掲げる者以外のもの | 七二、七八〇単位 |
| | (二) 介護保険給付対象者 | 四五、五一〇単位 | | (二) 介護保険給付対象者 | 四五、五五〇単位 |
| (3) | 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者 (2)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数 | | (3) | 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者 (2)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数 | |
| | (一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数 | | (一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数 | | |
| | a 区分六 (障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令 (平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。) 第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。) に該当する者 | 六一、〇五〇単位 | a 区分六 (障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令 (平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。) 第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。) に該当する者 | 五〇、八〇〇単位 | |
| | b 区分五 (区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。) に該当する者 | 三六、一七〇単位 | b 区分五 (区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。) に該当する者 | 三五、六二〇単位 | |
| | c 。区分四 (区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。) に該当する者 | 一八、九四〇単位 | c 区分四 (区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。) に該当する者 | 一八、四三〇単位 | |
| | d 。区分三 (区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。) に該当する者 | 一三、一一〇単位 | d 区分三 (区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。) に該当する者 | 一三、七〇〇単位 | |
| | (二) 介護保険給付対象者 (二)及び(四)に掲げる者を除く。) 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数 | | (二) 介護保険給付対象者 (二)及び(四)に掲げる者を除く。) | | |
| | d c b a ら d までに掲げる単位数 | | | | |
| | 区分六に該当する者 | 一二、九一〇単位 | | | |
| | 区分五に該当する者 | 一五、一九〇単位 | | | |
| | 区分四に該当する者 | 一四、六二〇単位 | | | |
| | 区分三に該当する者 | 一二、九二〇単位 | | | |
| (二) | 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービ | | (二) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービ | | |
| | | | 新設 | | |

ス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（団に掲げる者を除く。）次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

| | |
|----------------------------------|-----------|
| a 区分六に該当する者の中介護保険給付対象者以外のもの | 二八、七三〇単位 |
| b 区分五に該当する者の中介護保険給付対象者以外のもの | 一〇、八一〇単位 |
| c 区分五又は区分六に該当する者の中介護保険給付対象者であるもの | 一七、六一〇単位 |
| d 区分四に該当する者 | 一六、一二四〇単位 |
| e 区分三に該当する者 | 一一、五六〇単位 |

(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（⑦及び⑧に掲げる者を除く。）次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

| | |
|--|----------|
| a b及びcに掲げる者以外のもの | 四、一六〇単位 |
| b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の一第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの（cに掲げる者を除く。）次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数 | 四、一八〇単位 |
| i 区分六に該当する者 | 一七、六〇〇単位 |

ス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（団に掲げる者を除く。）次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

| | |
|----------------------------------|----------|
| a 区分六に該当する者の中介護保険給付対象者以外のもの | 二八、一二〇単位 |
| b 区分五に該当する者の中介護保険給付対象者以外のもの | 一〇、四四〇単位 |
| c 区分五又は区分六に該当する者の中介護保険給付対象者であるもの | 一七、三四〇単位 |
| d 区分四に該当する者 | 一五、九五〇単位 |
| e 区分三に該当する者 | 一二、三四〇単位 |

(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（⑦及び⑧に掲げる者を除く。）次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

| | |
|--|----------|
| a b及びcに掲げる者以外のもの | 四、一八〇単位 |
| b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の一第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの（cに掲げる者を除く。）次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数 | 四、一八〇単位 |
| i 区分六に該当する者 | 一七、一九〇単位 |

| | | | | | | | |
|---|----------|---------------|----------|---|----------|---------------|----------|
| | | ii 区分五に該当する者 | 一一、一一〇単位 | | | ii 区分五に該当する者 | 一〇、九一〇単位 |
| | | iii 区分四に該当する者 | 八、六六〇単位 | | | iii 区分四に該当する者 | 八、五一〇単位 |
| c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの | | | | c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの | | | |
| (4) 行動援護に係る支給決定を受けた者 (2)及び(3)に掲げる者を除く。) 次の(から)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(から)までに掲げる単位数 | | 四、一六〇単位 | | (4) 行動援護に係る支給決定を受けた者 (2)及び(3)に掲げる者を除く。) 次の(から)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(から)までに掲げる単位数 | | 四、一八〇単位 | |
| (-) (2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の a から e までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から e までに掲げる単位数 | | | | (-) (2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の a から e までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から e までに掲げる単位数 | | | |
| a 区分六に該当する者 | 三六、五一〇単位 | b 区分五に該当する者 | 二八、一〇〇単位 | a 区分六に該当する者 | 三五、六六〇単位 | b 区分五に該当する者 | 二七、四四〇単位 |
| c 区分四に該当する者 | 二一、一三〇単位 | d 区分三に該当する者 | 一五、六八〇単位 | c 区分四に該当する者 | 二〇、六三〇単位 | d 区分三に該当する者 | 一五、三一〇単位 |
| e 障害児 | 一九、九五〇単位 | | | e 障害児 | 一九、四八〇単位 | | |
| (2) 生活介護サービス費等を算定される者 (3)に掲げる者を除く。) 次の a から e までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から e までに掲げる単位数 | | | | (2) 生活介護サービス費等を算定される者 (3)に掲げる者を除く。) 次の a から e までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から e までに掲げる単位数 | | | |
| a 区分六に該当する者 | 二三、八四〇単位 | b 区分五に該当する者 | 一九、七八〇単位 | a 区分六に該当する者 | 二三、一八〇単位 | b 区分五に該当する者 | 一九、三二〇単位 |
| c 区分四に該当する者 | 一五、五八〇単位 | d 区分三に該当する者 | 一一、九六〇単位 | c 区分四に該当する者 | 一五、一一〇単位 | d 区分三に該当する者 | 一一、六八〇単位 |
| e 障害児 | 一九、九五〇単位 | | | e 障害児 | 一九、四八〇単位 | | |
| (3) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者 (7)及び(8)に掲げる者を除く。) | 二、五九〇単位 | | | (3) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者 (7)及び(8)に掲げる者を除く。) | 二、五三〇単位 | | |
| (5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (2)から(4)まで及び(6) | | | | (5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (2)から(4)まで及び(6) | | | |

から(8)までに掲げる者を除く。) 次の〔から〕までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ〔から〕までに掲げる単位数

(-) (二及び三)に掲げる者以外のもの〔介護保険給付対象者を除く。〕 次の a からままでに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a からままでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一八、八〇〇単位

b 区分五に該当する者

一二〇、九八〇単位

c 区分四に該当する者

一四、三二〇単位

d 区分三に該当する者

九、一九〇単位

e 区分二 (区分命令第一条第三号に掲げる区分二)をいう以下同じ。) に該当する者

七、一七〇単位

f 区分一 (区分命令第一条第一号に掲げる区分一)をいう以下同じ。) に該当する者

六、四一〇単位

g 障害児

一二、一七〇単位

(二) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者 (三)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。) 次の a からままでに掲げる区分に応じ、それぞれ a からままでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一二五、五〇〇単位

b 区分五に該当する者

一七、七三〇単位

c 区分四に該当する者

一一、〇七〇単位

d 区分三に該当する者

五、八九〇単位

e 区分二に該当する者

四、〇一〇単位

f 障害児

三、一〇〇単位

(三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの (介護保険給付対象者を除く。)

一二、四五〇単位

(四) 介護保険給付対象者 次の a 又は b に掲げる者の区分に応じ、それぞれ a 又は b に掲げる単位数

から(8)までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。) 次の〔から〕までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ〔から〕までに掲げる単位数

(-) (二及び三)に掲げる者以外のもの 次の a からままでに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a からままでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一八、一三〇単位

b 区分五に該当する者

一〇、五七〇単位

c 区分四に該当する者

一四、〇四〇単位

d 区分三に該当する者

九、〇一〇単位

e 区分二 (区分命令第一条第三号に掲げる区分二)をいう以下同じ。) に該当する者

七、一三〇単位

f 区分一 (区分命令第一条第一号に掲げる区分一)をいう以下同じ。) に該当する者

六、一八〇単位

g 障害児

一二、〇一〇単位

(二) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者 (三)に掲げる者を除く。) 次の a からままでに掲げる区分に応じ、それぞれ a からままでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一二五、〇〇〇単位

b 区分五に該当する者

一七、三八〇単位

c 区分四に該当する者

一〇、八五〇単位

d 区分三に該当する者

五、七七〇単位

e 区分二に該当する者

三、九三〇単位

f 障害児

九、七五〇単位

(三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの

一二、〇一〇単位

(新設)

| | | |
|---|---------------|---------|
| | a 区分六に該当する者 | 一、八一〇単位 |
| b 区分五に該当する者 | 一、一〇〇単位 | |
| (6) 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の口、二及びホを算定される者(2)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であつて、共同生活援助サービス費のイ若しくはロの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロ、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注2若しくは注6又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者 | 一、四五〇単位 | |
| (7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数 | 一、二三七六〇単位 | |
| (一) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数 | 一、二三七六〇単位 | |
| a 区分六に該当する者 | 一、二三七六〇単位 | |
| b 区分五に該当する者 | 一〇、〇〇〇単位 | |
| c 区分四に該当する者 | 七、八一〇単位 | |
| (二) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費 注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの | 三、五五〇単位 | |
| (三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度 | 三、五五〇単位 | |

合にあるもの(〔に掲げる者を除く。〕)次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

| | |
|-------------|-----------|
| a 区分六に該当する者 | 一、一、一五〇単位 |
| b 区分五に該当する者 | 八、三七〇単位 |
| c 区分四に該当する者 | 六、一四〇単位 |

(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの次の〔から〕までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ〔から〕までに掲げる単位数

| | |
|-------------------|---------|
| (一) (一) 区分六に該当する者 | 九、六九〇単位 |
| (二) (二) 区分五に該当する者 | 五、九四〇単位 |
| (三) 区分四に該当する者 | 三、七五〇単位 |

(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(2)から(8)までに掲げる者のうち次の〔及び〕に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。)次の〔及び〕に掲げる者の区分に応じ、それぞれ〔及び〕に掲げる単位数

| | |
|--|-----------|
| (一) (一)に掲げる者以外のもの | 一、三、八七〇単位 |
| (二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。) | 三、八〇〇単位 |

口 二
二 (略)

合にあるもの(〔に掲げる者を除く。〕)次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

| | |
|-------------|---------|
| a 区分六に該当する者 | 一、九一〇単位 |
| b 区分五に該当する者 | 八、一一〇単位 |
| c 区分四に該当する者 | 六、〇一〇単位 |

(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの次の〔から〕までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ〔から〕までに掲げる単位数

| | |
|-------------------|---------|
| (一) (一) 区分六に該当する者 | 九、五〇〇単位 |
| (二) (二) 区分五に該当する者 | 五、八一〇単位 |
| (三) 区分四に該当する者 | 三、六八〇単位 |

(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(2)から(8)までに掲げる者のうち次の〔及び〕に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。)次の〔及び〕に掲げる者の区分に応じ、それぞれ〔及び〕に掲げる単位数

| | |
|--|-----------|
| (一) (一)に掲げる者以外のもの | 一、三、一七〇単位 |
| (二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。) | 三、六四〇単位 |

口 二
二 (略)